

市区町村別集計項目(推進体制等)

京都府	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無 現在の状況	有		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間				
						21	20	15				22					
26	100	京都市	文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当	1	2	1	1	京都市男女共同参画推進条例	2003年12月26日	2003年12月26日	0	第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン改定版	2011年4月 ~ 2021年4月	0	1		
26	201	福知山市	人権推進室	1	2	1	1	福知山市男女共同参画推進条例	2006年9月27日	2006年10月1日	0	第4次福知山市男女共同参画計画(はばたきプラン2021)	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1		
26	202	舞鶴市	人権啓発推進課	1	1	1	1	舞鶴市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日	0	舞鶴市男女共同参画計画「まいプラン」(第3次)	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
26	203	綾部市	人権推進課	1	1	1	1	綾部市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日	0	第4次綾部市男女共同参画計画「あいプラン」	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
26	204	宇治市	男女共同参画課	1	1	1	1	宇治市男女生き生きまちづくり条例	2004年10月8日	2004年12月7日	0	宇治市男女共同参画計画 第5次UJIあさぎりプラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
26	205	宮津市	市民環境部市民環境課	1	2	1	1				0	宮津市男女共同参画基本計画～ウィンドプラン2017～	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
26	206	亀岡市	人権啓発課	1	2	1	1	亀岡市男女共同参画条例	2002年12月25日	2003年4月1日	0	ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～	2021年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
26	207	城陽市	市民活動支援課	1	2	1	1	城陽市男女共同参画を進めるための条例	2005年7月1日	2005年7月1日	0	第4次城陽市男女共同参画計画「さんさんプラン」	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
26	208	向日市	広聴協働課	1	2	1	1	向日市男女共同参画推進条例	2006年3月27日	2006年4月1日	0	第3次向日市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	1	1	1	1	長岡京市男女共同参画推進条例	2010年9月27日	2010年10月1日	0	長岡京市男女共同参画計画第7次計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
26	210	八幡市	市民部人権啓発課	1	2	1	1	八幡市男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日	0	八幡市男女共同参画プラン るーぶ計画Ⅲ	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1		
26	211	京田辺市	市民部人権啓発推進課	1	2	1	1	京田辺市男女共同参画推進条例	2010年9月29日	2010年10月1日	0	第3次京田辺市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
26	212	京丹後市	市民課	1	2	1	1	京丹後市男女共同参画条例	2011年7月1日	2011年7月1日	0	第二次京丹後市男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1		
26	213	南丹市	人権政策課	1	2	1	1	南丹市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日	0	第2次南丹市男女共同参画行動計画	2019年3月 ~ 2028年3月	1	0		
26	214	木津川市	人権推進課	1	2	1	1	木津川市男女共同参画推進条例	2007年3月12日	2007年3月12日	0	第2次木津川市男女共同参画計画～キラリさわやかプラン～	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1		
26	303	大山崎町	生涯学習課	2	2	0	1				0	大山崎町第3次男女共同参画計画～みとめ愛プラン～	2016年4月 ~ 2023年3月	1	1		
26	322	久御山町	総務部総務課	1	2	1	1				0	久御山町第2次男女共同参画プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	1	1		
26	343	井手町	井手町教育委員会 社会教育課	2	2	1	0				0	井手町男女共同参画プラン(井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画)	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	0	1		
26	344	宇治田原町	企画財政課	1	2	1	1				0	第2次宇治田原町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1		
26	364	笠置町	総務財政課	1	2	0	0				0						0
26	365	和束町	人権啓発課	1	2	0	0				0						0
26	366	精華町	人権啓発課	1	2	1	1	精華町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年10月1日	0	精華町第2次男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
26	367	南山城村	税住民福祉課	1	2	0	0				0						0
26	407	京丹波町	住民課	1	2	1	1				0	京丹波町第2次男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
26	463	伊根町	住民生活課	1	2	0	0				0						0
26	465	与謝野町	住民環境課	1	2	1	0				0	みんなの和づくりプラン第2次与謝野町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2027年3月	1	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			12							1	11	11	1	0	11	1	1
26	100	京都市	京都市男女共同参画センター	ウイングス京都	604-8147	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町26番地	075-212-7490	075-212-7460	https://www.wings-kyoto.jp/		○		○				○
26	201	福知山市	福知山市男女共同参画センター		620-0035	福知山市宇内記100番地	0773-24-7022	0773-23-6537	https://www.city.fukuchiya.ma.lg.jp/soshiki/6/		○	○				○	
26	202	舞鶴市	舞鶴市男女共同参画センター	フリアス舞鶴	625-0087	京都府舞鶴市宇余部下1167番地(舞鶴市中総合会館5階)	0773-65-0055	0773-65-0055	https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000007538.html		○	○				○	○
26	203	綾部市	綾部市男女共同参画センター	あいセンター	623-0016	綾部市西町一丁目49-1 1・Tビル5階	0773-42-2030	0773-42-1801	http://www.city.ayabe.lg.jp/aicenter/index.html		○	○				○	
26	204	宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	ゆめりあ うじ	611-0021	宇治市宇治里尻5-9	0774-39-9377	0774-39-9378	https://www.city.uji.kyoto.jp/		○	○				○	
26	205	宮津市															
26	206	亀岡市															
26	207	城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	ぱれっとJOYO	610-0121	京都府城陽市寺田林ノ口11番地の114	0774-54-7545	0774-55-5601	http://www.city.joyo.kyoto.jp/		○	○				○	
26	208	向日市	向日市女性活躍センター	あすもあ	617-0002	京都府向日市寺戸町中ノ段16番地の7	075-963-6532	075-963-6517	https://www.city.muko.kyoto.jp/	○		○				○	
26	209	長岡京市	男女共同参画センター	“いこ～る”プラス	617-0833	京都府長岡京市神足2丁目3番1号長岡京市立総合交流センター6階	075-963-5501	075-963-5521	http://www.city.nagaokakyo.lg.jp		○	○				○	
26	210	八幡市	八幡市女性ルーム		614-8073	八幡市八幡軸63番地	075-983-1784	075-983-4545	http://www.city.yawata.kyoto.jp/category/5-3-2-0-0.html		○	○				○	
26	211	京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	ポケット	610-0334	京田辺市田辺中央5丁目2番地1 アル・プラザ京田辺2階	0774-65-3709	0774-65-3709	http://www.kyotanabe.jp/000005375.html		○	○				○	
26	212	京丹後市	京丹後市女性センター		627-0012	京都府京丹後市峰山町杉谷868番地	0772-69-0210	0772-62-6716			○	○				○	
26	213	南丹市															
26	214	木津川市	木津川市女性センター		619-0223	京都府木津川市相楽台4丁目3番地	0774-72-7719	0774-72-1399	http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/6, 440, 40, 181, html		○	○				○	
26	303	大山崎町															
26	322	久御山町															
26	343	井手町															
26	344	宇治田原町															
26	364	笠置町															
26	365	和束町															
26	366	精華町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	所在地等				単 独	複 合	施設管理			事業運営			
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
26	367	南山城村															
26	407	京丹波町															
26	463	伊根町															
26	465	与謝野町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			1			15	2	13.3	23	0	0.0	11	0	0.0	9	0	0.0	2,683	81	3.0
26	100	京都市				1	0	0.0	3	0	0.0									
26	201	福知山市				1	0	0.0	2	0	0.0						326	0	0.0	
26	202	舞鶴市				1	0	0.0	2	0	0.0						366	5	1.4	
26	203	綾部市				1	0	0.0	1	0	0.0						193	3	1.6	
26	204	宇治市				1	1	100.0	1	0	0.0						644		0.0	
26	205	宮津市				1	0	0.0	1	0	0.0						102	5	4.9	
26	206	亀岡市				1	0	0.0	1	0	0.0						23	0	0.0	
26	207	城陽市				1	0	0.0	2	0	0.0						127	18	14.2	
26	208	向日市				1	0	0.0	1	0	0.0						8	0	0.0	
26	209	長岡京市				1	0	0.0	2	0	0.0						57	8	14.0	
26	210	八幡市				1	0	0.0	2	0	0.0						48	4	8.3	
26	211	京田辺市				1	0	0.0	1	0	0.0						50	4	8.0	
26	212	京丹後市				1	0	0.0	2	0	0.0						224	1	0.4	
26	213	南丹市				1	0	0.0	1	0	0.0						177	5	2.8	
26	214	木津川市				1	1	100.0	1	0	0.0					-	-			
26	303	大山崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	16	26.2
26	322	久御山町	2004年10月31日	久御山町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	38	5	13.2
26	343	井手町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
26	344	宇治田原町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
26	364	笠置町										1	0	0.0	0	0		6	0	0.0
26	365	和束町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
26	366	精華町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	7	16.7
26	367	南山城村										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
26	407	京丹波町										1	0	0.0	1	0	0.0	85	0	0.0
26	463	伊根町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
26	465	与謝野町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード						
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち女性委員総委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
																																1	2	3
	小計			1,137	1,015	14,871	4,724	31.8		707	638	9,841	2,967	30.1	152	94	954	164	17.2	653	80	12.3	747	84	11.2									
26	100	京都市	附属機関のうち男女いずれの登用率も35%を超える附属機関の割合が65%以上	216	216	3,721	1,346	36.2	法律または条例により設置されている附属機関等、要綱等により開催されている懇談会等 ※行政機関、各種団体等の間の調整又は協議を目的とするもの及び法律の定めるところにより委員の大部分を選挙によって選任するものを除く。	138	138	2,559	949	37.1	6	4	50	10	20.0	54	16	29.6	55	16	29.1	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日			
26	201	福知山市	30.0	2021年3月	60	49	797	241	30.2	自治法第180の5及び第202条の3、条例で設置されている審議会、協議会等	15	13	257	80	31.1	6	5	38	8	21.1	13	0	0.0	14	0	0.0	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日		
26	202	舞鶴市	35.0	2027年3月	39	37	576	146	25.3	条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	27	26	388	100	25.8	6	4	39	9	23.1				23	1	4.3	1							
26	203	綾部市	40.0	2031年3月	49	46	626	198	31.6	条例、規則、要綱で定めるもの	24	23	307	93	30.3	6	5	55	9	16.4	37	2	5.4	38	2	5.3	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日		
26	204	宇治市	40.0	2026年3月	94	84	1,230	359	29.2	法律・条例・要綱・規則等により設置している審議会	33	30	562	156	27.8	6	6	35	7	20.0	43	4	9.3	44	4	9.1	1							
26	205	宮津市	35.0	2027年3月	63	54	770	171	22.2	法律、条例、要綱、規定、規則等に基づかない実行委員会	21	20	256	56	21.9	6	5	40	10	25.0	19	1	5.3	20	1	5.0	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日		
26	206	亀岡市	50.0	2032年3月	53	52	653	214	32.8	法令、条例、規則、要綱等により設置している審議会、委員会等	35	34	440	133	30.2	6	6	65	15	23.1	37	5	13.5	38	5	13.2	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1			
26	207	城陽市	35.0	2031年3月	56	48	632	186	29.4	地方自治法138条の4・同法第202条の3、同法第180条の5による、委員会・執行機関及び附属機関	50	45	596	182	30.5	6	3	36	4	11.1	41	2	4.9	42	2	4.8	1							
26	208	向日市	40.0	2025年3月	60	48	702	238	33.9	行政委員会(地方自治法第180の5)、法律や条例及び規則・要綱に基づいて設置されているもの	21	15	225	57	25.3	6	5	32	8	25.0	21	3	14.3	22	3	13.6	1							
26	209	長岡京市	40.0	2026年3月	54	51	571	217	38.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会、地方自治法(第180条の5)に定める委員会、長岡京市審議会等の設置及び運営等に関する要綱第2条第2号に定める懇談会等	30	29	323	106	32.8	6	5	31	6	19.4	29	5	17.2	30	5	16.7	1							
26	210	八幡市	45.0	2031年3月	69	61	739	253	34.2	設置要綱に基づく審議会及び委員会	16	15	257	69	26.8	6	4	30	7	23.3				38	2	5.3	1							
26	211	京田辺市	40.0	2031年3月	68	56	962	350	36.4	法律・条例・規則・要綱等により設置された審議会等	46	39	617	183	29.7	6	4	30	7	23.3	38	3	7.9	39	3	7.7	1							
26	212	京丹後市	40.0	2026年3月	36	31	398	106	26.6	法律若しくはこれに基づき政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	36	31	398	106	26.6	6	2	38	5	13.2	21	4	19.0	22	4	18.2	1							
26	213	南丹市	30.0	2028年3月	48	35	498	123	24.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	38	35	498	123	24.7	6	3	65	6	9.2	40	2	5.0	41	2	4.9	1							
26	214	木津川市	男女双方が40%以上60%以下	2031年3月	46	40	543	180	33.1	条例等に基づき設置されている委員会等	40	34	508	172	33.9	6	6	35	8	22.9	36	8	22.2	37	9	24.3	1							
26	303	大山崎町	25.0	2023年3月	14	9	165	29	17.6	条例・規則・要綱等で定めるもの。	14	9	165	29	17.6	6	3	24	4	16.7	27	1	3.7	28	1	3.6	1							
26	322	久御山町	33.0	2023年3月	36	31	408	109	26.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	16	14	196	39	19.9	6	4	36	6	16.7	24	2	8.3	25	2	8.0	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日	2	2021年6月1日		
26	343	井手町								9	4	122	10	8.2	6	3	29	6	20.7	29	2	6.9	30	2	6.7	1								
26	344	宇治田原町	30.0	2030年	18	13	199	44	22.1	町の審議会等	18	13	199	44	22.1	6	3	35	4	11.4	19	0	0.0	20	0	0.0	1							
26	364	笠置町								5	2	50	7	14.0	4	0	19	0	0.0				10	0	0.0	1								
26	365	和束町								4	4	51	13	25.5	4	1	23	1	4.3	19	3	15.8	20	3	15.0	1								
26	366	精華町	30.0	2025年3月	19	17	245	85	34.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	19	17	245	85	34.7	6	4	30	8	26.7	29	10	34.5	30	10	33.3	1							
26	367	南山城村								2	2	35	6	17.1	4	1	23	4	17.4	17	3	17.6	18	3	16.7	1								
26	407	虎ノ尾町	30.0	2027年3月	8	8	114	38	33.3	全審議会等	8	8	114	38	33.3	6	1	36	3	8.3	19	2	10.5	20	2	10.0	1							
26	463	伊根町								7	5	82	21	25.6	6	2	28	2	7.1	19	0	0.0	20	0	0.0	1								
26	465	与謝野町	30.0	2023年3月	31	29	322	91	28.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	31	29	322	91	28.3	6	4	45	6	13.3	22	2	9.1	23	2	8.7	1							

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問4で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
26	202	舞鶴市	2		舞鶴市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
			綾都市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が婚姻、異子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		綾都市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
26	203	綾都市	1		綾都市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 区	市 区	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」は、次の休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
県	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の労働後の就業制限の期間も短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はない。	問6で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
コ ロ シ ド	村																		
ド	名																		
26	204	宇治市	宇治市議員の旧姓使用に関する要項 (目的) 第1条 この要項は、議員(再任用を含む)一般職の職員及び地方公務員法第3条第3項第3号等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その旧姓によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 議員が旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から1ヶ月以内に任命権者に申請してその承認を受けなければならない。また、新規採用された議員は採用日から1ヶ月以内であれば、旧姓の使用を任命権者に申請することが出来る。 2. 前項に定める申請は、「旧姓使用承認申請書」(様式第1号)により行うものとする。 3. 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、「旧姓使用承認書」(様式第2号)により当該議員及び所属長に通知するものとする。 (旧姓を使用する範囲) 第3条 前条に定める承認を受けた議員が旧姓を使用する範囲は以下のとおりとする。 (1) 旧姓使用を認める範囲 ①職場での呼称 ②名札 ③出勤表 ④庁内で使用する文書への署名捺印 ⑤事務分掌表 ⑥職員名簿 ⑦名刺 ⑧事務員として職務を執務する場合 (2) 旧姓使用を認めない範囲 ①公権力の行使に関わる場合 ②公務員、公務員組合、社会保険事務所、銀行など、外部の機関等に支障を及ぼすおそれのある場合 ③法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 ④人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となる場合 ⑤その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合 (人事異動等の場合の取扱い) 第4条 任命権者は、旧姓使用の承認を受けた議員を人事異動等により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している議員であることを「旧姓使用通知書」(様式第3号)により通知するものとし、また同一任命権者の事務部局の中で配置替えしたときも、再任に所属する長に通知するものとする。 (旧姓使用の責務) 第5条 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するにあたっては、常に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 (旧姓使用中止の申請及び承認等) 第6条 旧姓を使用する議員がその使用を中止しようとするときは、任命権者に申請してその承認を受けなければならない。 2. 前項に定める申請は、「旧姓使用中止申請書」(様式第4号)により行うものとする。 3. 任命権者が第1項に定める承認をしたときは、「旧姓使用中止承認書」(様式第5号)により当該議員及び所属長に通知するものとする。 (他団体等への派遣職員の運用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取り扱いによるものとする。 (その他) 第8条 この要項に定めのない事項で必要なものについては、各任命権者が定める。 附 則 (施行期) 1. この要項は、平成18年1月1日から施行する。 (経過措置) 2. この要項の施行日の前に戸籍上の氏を改めた議員は、平成18年4月30日までの期間に、第2条第1項に定める申請をすることができるものとする。	宇治市議会	1	2	2	1					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 市 町 村 コ ー ド 名	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次うちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬についての減額規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
26 211	京田辺市	4	京丹後市議員の旧姓使用に関する規程	京田辺市議会	1	2	2	1	京田辺市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
26 212	京丹後市	1	京丹後市議員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、婚姻、異子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた議員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。	京丹後市議会	1	2	2	1	京丹後市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)及び出産後8週間におきたる間において、又は妊娠済みの委員で出産した場合に1週間の範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
26 213	南丹市	1	南丹市議員の旧姓使用に関する要綱 この要綱は、婚姻、異子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた議員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする	南丹市議会	1	2	2	1	南丹市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
26 214	木津川市	1	木津川市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、議員の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、議員が婚姻、異子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	木津川市議会	1	2	2	1	木津川市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
26 300	大山崎町	1	大山崎町議員服務規程 第11条 議員は、氏名、現住所及び学歴に変更があった場合は、直ちに氏名・住所等変更届(様式第9号)を提出しなければならない。 2 議員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後、婚姻等について引続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)の使用を希望する場合は、旧姓使用届(様式第10号)を所属長に提出しなければならない。 3 任命検査は、前項に規定する届出書の提出があったときは、旧姓使用の範囲を決定し、旧姓使用届(様式第10号)に基づき該届出出した議員に通知するものとする。 4 前項の通知を受けて旧姓使用を行っている議員が、旧姓使用中止届(様式第11号)を提出し、旧姓使用中止届(様式第12号)を所属長に提出しなければならない。	大山崎町議会	1	2	2	1	大山崎町議会議員服務規程第二十条第一項 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2			1	1	1	1	1	1
26 322	久御山町	1	久御山町議員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、異子縁組その他の事由(以下この要綱において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	久御山町議会	1	2	2	1	久御山町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド 名	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い					
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
26340	井手町	2	井手町議会	1	2	2	1	井手町議会議規則 (欠席の届出)第2条第2項中、「前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」	2		1	1	1	1	1	1
26344	宇治田原町	4	宇治田原町議会	1	2	2	1	宇治田原町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
26364	笠置町	4	笠置町議会	1	2	2	1	笠置町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
26366	和東町	4	和東町議会	1	2	2	1	和東町議会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
26366	精華町	1	精華町議会	1	2	2	1	精華町議会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
26367	南山城村	2	南山城村議会	1	2	2	1	南山城村議会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合「欠席事由として明記した規定」は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以前	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上ではない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他								
26	407	京丹波町	1	京丹波町議会	1	2	2	1	京丹波町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の前議事前までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	1	1	1	1	4			
26	463	伊根町	4	伊根町議会	3				与謝野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	4	4	4			
26	465	与謝野町	4	与謝野町議会	1	2	2	1	与謝野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	2

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都道府県市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン)のために実施していることがあるか。また、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めているか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の取組について、具体的な取組が明瞭に位置づけられているか。	その他					
京都市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	京都府
京都市	0	2	3	0	0	0	0	0	4	10	0	0	0	23	京都府
京都市	0	0	21	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0	2	京都府
京都市	26	24	0	0	0	0	2	0	0	16	0	0	0	0	京都府
26 100 京都市	4	2	3						3	2				1	京都市地域防災計画 避難所運営に関する男女共同参画の推進(行財政局防災危機管理課、文化市民局男女共同参画推進課、区役所) 行財政局防災危機管理課、文化市民局男女共同参画推進課、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、住民等としての女性の視点が必要であり、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。(引用箇所:京都市地域防災計画「震災対応編」)
26 201 福知山市	4	4	3						3	4				2	
26 202 舞鶴市	4	4	3						3	4				2	
26 203 舞鶴市	4	4	3						3	4				2	
26 204 長岡市	4	4	3						3	2				2	
26 205 京都市	4	4	2						4	2				2	
26 206 福知山市	4	4	3						3	2				2	
26 207 舞鶴市	4	4	3						3	2				2	
26 208 向日市	4	4	3						3	4				2	
26 209 長岡市	4	4	3						3	2				2	
26 210 八幡市	4	4	3						3	2				2	
26 211 京田辺市	4	4	3						2	4				2	
26 212 長岡市	4	4	3						3	4				2	
26 213 福知山市	4	4	3						3	4				2	
26 214 大津川市	4	4	3						3	4				2	
26 303 久美浜市	4	2	3						3	2				2	
26 322 久美浜市	4	4	3						3	4				2	
26 343 丹波市	4	4	3						4	2				2	
26 344 丹波市	4	4	1				4	ハンズレット等の配布	3	4				2	
26 384 京都市	4	4	2						2	4				2	
26 385 京都市	4	4	2						2	2				2	
26 386 京都市	4	4	2						2	2				2	
26 367 南山村	4	4	1				4	障害者参事材による自己研修	3	2				3	
26 407 京都市	4	4	3						3	2				2	
26 463 伊根町	4	4	3						3	4				3	
26 465 丹波市	4	4	3						3	4				2	